

○ 個人情報の保護に関する法律施行規程

〔令和5年3月28日〕
〔本部告示第34号〕

(開示請求書等の記載事項)

第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号。以下「条例」という。)第3条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先(法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 代理人によって開示請求、訂正請求又は利用停止請求等をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

(保有個人情報開示請求書)

第2条 開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書(別記様式第1号)とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第3条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第4号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第5条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条 法第85条第1項前段の規定による移送は、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第6号)により行うものとする。

- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(第三者情報開示決定通知書)

第7条 法第86条第3項後段の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第8条 警察本部長に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第23条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第3項に定めるところによる。

- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方

法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 警察本部長は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第9条 警察本部長に対する開示請求に係る保有個人情報についての法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、警察本部長が適当と認める方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

（保有個人情報開示実施方法等申出書）

第10条 令第26条第1項に規定する書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第9号）とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第11条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第10号）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期限特例通知書）

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第15条 法第96条第1項前段の規定による移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第17号）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書）

第19条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書の記載事項等）

第20条 条例第5条第2項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 連絡先（法人である代理人にあつては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先）

(2) 代理人によっては是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

2 条例第5条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書（別記様式第22号）によるものとする。

（個人情報取扱是正申出処理通知書）

第21条 条例第5条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書（別記様式第23号）により行うものとする。

（簡易な手続きによる保有個人情報の提供）

第22条 警察本部長は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるように努めるものとする。

2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、法第77条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人である

こと（代理人による求めにあつては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

京都府警察本部長 殿

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____（ ）

連絡先（上記以外の連絡先がある場合に記載してください。）

〒 _____ TEL _____（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

（請求する保有個人情報が特定できるよう、保有個人情報が記録されている行政文書の名称等を具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

<実施の希望日> _____年 _____月 _____日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ _____ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ _____年 _____月 _____日生） 成年被後見人 任意代理人委任者
（ふりがな）

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ _____ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ _____ ）

※ この欄は記入しないでください。

担当課等		受付番号	
受付年月日		受付場所	
備考			

第 年 月 日
年 月 日

（開示請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額）

* 連絡先

様式第3号（保有個人情報不開示決定通知書）

第 年 月 号
日

（開示請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり開示をしない旨の決定をしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしない理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

様式第4号（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第 年 月 号
年 月 日

（開示請求者）様

京都府警察本部長

印

保有個人情報開示決定等の期間の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

* 連絡先

様式第5号（保有個人情報開示決定等期限特例通知書）

第 年 月 日
年 月 日

（開示請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定を適用し、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

* 連絡先

第 年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（京都府警察本部長）
（公印省略）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

* 連絡先

第 年 月 日 号

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

（開示請求者）様

京都府警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

* 連絡先

様式第8号（第三者情報開示決定通知書）

第 年 月 日 号

（反対意見書を提出した第三者）様

京都府警察本部長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

京都府警察本部長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

連絡先（上記以外の連絡先がある場合に記載してください。）

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号

日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 (_____)
	(2) 複写したも のの交付	①全部 ②一部 (_____)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手等の額 _____ 円
 無

保有個人情報訂正請求書

京都府警察本部長 殿

（ふりがな）
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

連絡先(上記以外の連絡先がある場合に記載してください。)

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 開示決定通知書の日付： _____年 _____月 _____日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 _____月 _____日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（ふりがな） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

※ この欄は記入しないでください。

担当課等		受付番号	
受付年月日		受付場所	
備考			

様式第11号（保有個人情報訂正決定通知書）

第 年 月 号
日

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正の内容） （訂正の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

第 年 月 日

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

様式第13号（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第 年 月 日
年 月 日

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報訂正決定等の期間の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報が記録され ている行政文書の名 称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

* 連絡先

様式第14号（保有個人情報訂正決定等期限特例通知書）

第 年 月 号
日

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定を適用し、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

* 連絡先

第 年 月 日 号

（他の行政機関の長等） 殿

（ 京都府警察本部長 ）
（ 公 印 省 略 ）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

* 連絡先

第 年 月 日
年 月 日

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

* 連絡先

保有個人情報利用停止請求書

京都府警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

()

連絡先(上記以外の連絡先がある場合に記載してください。)

〒 _____

TEL _____

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 開示決定通知書の日付： _____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（ふりがな） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ この欄は記入しないでください。

担当課等	受付番号	
受付年月日	受付場所	
備考		

様式第18号（保有個人情報利用停止決定通知書）

第 年 月 号
日

（利用停止請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

様式第19号（保有個人情報利用不停止決定通知書）

第 年 月 日

（利用停止請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は京都府公安委員会となります。）、京都府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

様式第20号（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第 年 月 日
年 月 日

（利用停止請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報利用停止決定等の期間の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

* 連絡先

様式第21号（保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書）

第 年 月 日 号

（利用停止請求者） 様

京都府警察本部長

印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定を適用し、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
法第103条の規定（ 利用停止決定等の期 限の特例）を適用す る理由	
利用停止決定等を する期限	年 月 日

* 連絡先

個人情報取扱是正申出書

京都府警察本部長 殿

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____ () _____

連絡先(上記以外の連絡先がある場合に記載してください。)

〒 _____ TEL _____ () _____

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

記

1 是正を求める保有個人情報等

是正を求める保有個人情報の取扱い	
是正申出の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 是正申出者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 申出者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 申出書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が申出する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（ふりがな） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ この欄は記入しないでください。

担当課等		受付番号	
受付年月日		受付場所	
備考			

様式第23号（個人情報取扱是正申出処理通知書）

第 年 月 号
日

（訂正請求者） 様

京都府警察本部長

印

個人情報の取扱是正申出に係る処理について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第4項の規定により、通知します。

記

是正の申出に係る個人情報の取扱い	
求めた是正の趣旨	
処理の内容及び理由	(処理内容) (処理理由)

* 連絡先